

# 働き方改革の実施について

資料 3

すぐに実践できるもの

- ・ 時間外勤務命令の厳格化
- ・ 定時退庁日における定時退庁の徹底
- ・ 全庁的な有給休暇取得奨励期間の充実の検討
- ・ 管理職の意識改革 等

別紙参照

実態把握

- 働き方の実態を調査する（過去との比較等）
- 職員へのアンケート
- ・ 家庭との両立ができていないか ・ 仕事のストレス ・ 長時間労働の原因 ・ 長時間外労働の抑制につながる働き方についての意見 等

働き方改革のための  
研究

- \* 庁内関係課が協議（男女共同参画室、職員課、経営改革室を中心に）
- ・ 長時間労働、休暇をとりにくい原因を探る。
- ・ 原因を取り除くための方策を研究する。

働き方の改革プランの  
作成

## 体制づくり（取り組み例）

- ・ 定期的に労働時間をチェックする等、働き方改革を推進する体制づくり 等

## 働き方の見直し（取り組み例）

- ・ 職員の意識改革、マネジメント改革 等

## 仕事の見直し（取り組み例）

- ・ マネジメントによる業務の見直しを行い、仕事量を減らす取り組みをする。
- ・ 業務の外部委託化や、PFI等の民間活力の導入に積極的に取り組み、職員配置を適正化する。
- ・ 事務見直しに伴う庁内ルールの見直しやマニュアル化  
内部会議等の必要性の精査・庁議等ルールの見直し 等

## 具体的なスケジュール（案）

- 5月 すぐに実践できるものの実行、職員アンケート、実態調査
- 6月～8月 関係課での協議（男女共同参画室、職員課、経営改革室等）
- 8月 方向性の協議 男女共同参画推進本部幹事会（構成：関係課長等）
- 9月 方向性の協議 男女共同参画推進本部
- 10月～ 具体的なプランの作成